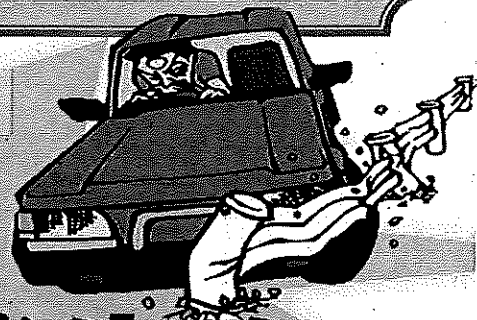


高齢者の 交通死亡事故が発生!!

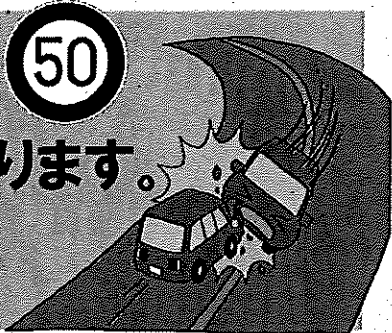


令和6年11月14日午後4時19分頃、下関市綾羅木南町2丁目の市道上において、普通乗用車(80代男性運転)がガードレールに衝突し運転手が亡くなる交通事故が発生しました。

○ 速度は控え目に

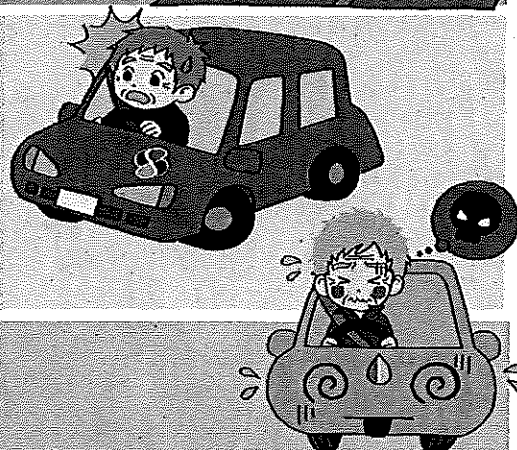
50

速度の出しすぎはスリップ事故の原因となります。
スピードメーターをこまめに確認しましょう!



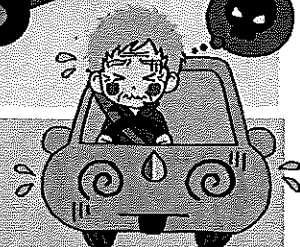
○ 急がつく運転はしない

急ハンドル・急ブレーキ・急発進
はスリップの原因なのでやめましょう!



○ 体調管理はしっかりと

疲れて集中力がなくなると事故の原因になります。
こまめに休憩をとりましょう!



運転に不安を感じたときは、相談窓口へご連絡ください!

「安全運転相談ダイヤル (#8080)」



高齢者安心・安全ネットワークやまぐち ニュース

令和6年11月15日 発行：高齢者安心・安全ネットワークやまぐち

高齢者交通死亡事故多発警報 発令!

県内では、短期間に高齢者が関係する交通死亡事故が連続発生したため、本年2回目となる「高齢者交通死亡事故多発警報」が発令されました。運転者、歩行者双方が交通安全意識を高め、交通事故を防止しましょう!

管轄署	発生日時	発生場所	事故類型	当事者
柳井	11月7日(木) 14時15分	大島郡 周防大島町	普通乗用 × 歩行者	90代男性 60代女性(高齢者)
山陽 小野田	11月8日(金) 10時40分	山陽小野田市 大字郡	軽四貨物 × 歩行者	70代男性 90代女性
山口	11月10日(日) 2時47分	山口市穂積町	普通乗用 × 歩行者	40代男性 70代男性
下関	11月14日(木) 16時19分	下関市綾羅木南町	普通乗用 単独	80代男性



県内における交通事故死者のうち高齢者が占める割合

(34人/44人中)

令和6年の
死亡事故の特徴を
みてみましょう!

約8割

R6.11.14 現在

高齢歩行者
事故多発!



歩行者のうち約9割が高齢者
65歳未満の8倍!



高齢ドライバー
事故多発!



高齢ドライバーによる事故のうち
10人中9人が75歳以上
単独事故が多い!
人対車両事故が多い!

運転に不安を感じたときは、相談窓口へご連絡ください!

「安全運転相談ダイヤル (#8080)」



自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!!

ダメ!!

ながらスマホ



酒気帯び運転



令和6年11月1日

道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

山口県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

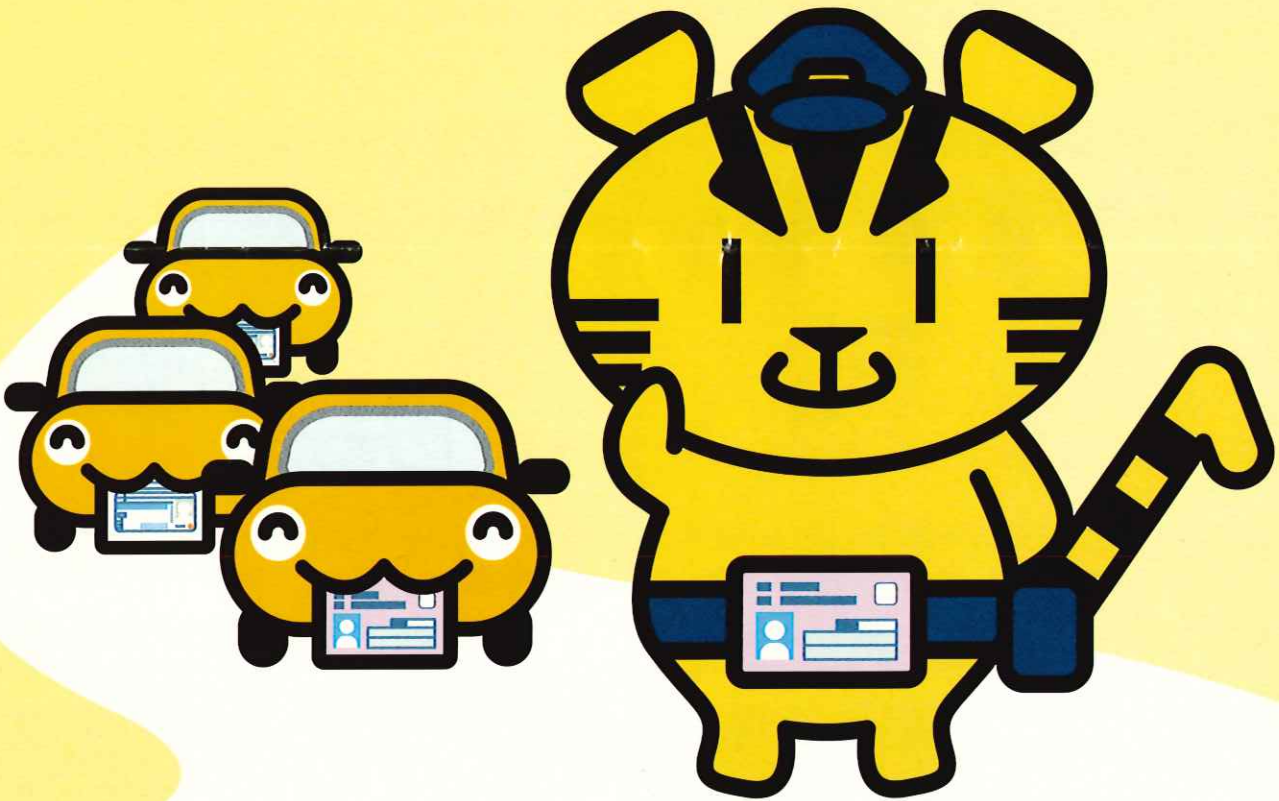
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

令和7年

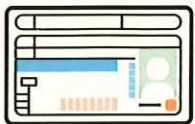
3/24

運用開始!

マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



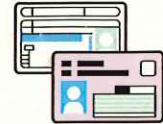
免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。



一体化のための手続きは?



運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。



免許情報の確認はどうするの?



専用アプリで確認します。

券面には免許情報が記載されないため、「マイナ
免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1 住所変更等がラクに！



市町村に
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2 オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間
好きな時に！



どこでも
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3 住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

経由地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経由地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続きのためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

住みよい山口 いつも心に 交通安全



交通安全シンボルマーク

令和6年 年末年始の 交通安全県民運動

実施期間 令和6年12月10日[火] ▶ 令和7年1月3日[金]

運動の重点

反射材用品等の着用推進や
安全な横断方法の実践等による
歩行者の交通事故防止



夕暮れ時以降の早めのライト点灯や
ハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



高齢者の交通事故防止



県下の統一行動日

12月12日(木) 「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」を呼びかける日

12月18日(水) 「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」を呼びかける日

12月23日(月) 「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」を呼びかける日

12月26日(木) 「高齢者の交通事故防止」を呼びかける日

年末年始を 無事故・無違反で過ごそう!

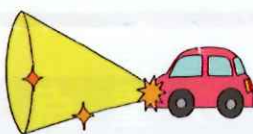
交通事故のない年末年始を!

年末年始は、例年、重大事故が増加する傾向にあります。

歩行者、ドライバーそれぞれの立場で交通安全意識を高め、悲惨な交通事故を一件でも減らしましょう!

ドライバーの方へ

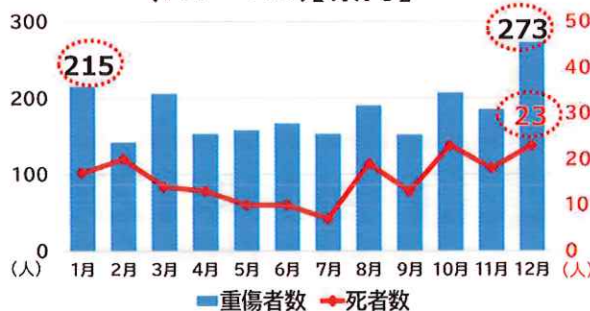
- ・ 早めのライト点灯
- ・ ハイビームの上手な活用
- ・ 危険を予測した運転



歩行者の方へ

- ・ 明るい色の服装と反射材の活用
- ・ 道路を横断するときは、横断歩道の利用とハンドサイン等の実践

月別交通事故死者数・重傷者数 (R1~R5)【県内】



横断歩道ハンドサイン運動実施中

自転車の「ながら運転」・「酒気帯び運転」罰則強化!

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

最高罰則 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
最低罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車の運転中における携帯電話使用等(いわゆる「ながら運転」)及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されました。

「ながら運転」とは...

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為

「酒気帯び運転」とは...

血液1ミリリットルにつき、0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為

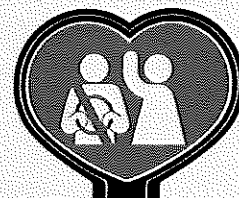


令和6年

年末年始の交通安全県民運動 実施要綱

実施期間

令和6年12月10日(火)～令和7年1月3日(金)



交通安全シンボルマーク

運動の目的

年末年始は、社会経済活動が活発になることから慌ただしさが増し、帰省やレジャーに伴って人の動きも広範囲になるため、交通量が増加します。

また、忘年会や新年会等の飲酒の機会も多くなることから、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。

こうしたことから、県民一人一人の交通安全意識の普及・高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の抑止を図るものです。

運動の重点及び県下の統一行動日

重点	統一行動日
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	12月12日(木)
夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	12月18日(水)
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	12月23日(月)
高齢者の交通事故防止	12月26日(木)

運動の進め方

- 運動の実施機関・団体は相互に連携を図り、地域と組織の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、家庭、学校、職場及び地域が一体となった活動を推進する。
- この運動が県民総参加の運動となるように、新聞、テレビ、ラジオを始め、各種広報媒体を活用して、効果的な普及啓発活動を展開する。

山口県交通安全スローガン

住みよい山口 いつも心に 交通安全

主催：交通安全山口県対策協議会

実施事項

区分	運転者	地域・家庭	学校・職場
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもや高齢者の特性の理解 ●歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底 ●同乗者へのシートベルト等の着用指導 ●こどもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用 	<ul style="list-style-type: none"> ●反射材用品、LEDライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 ●体験型講習会等の開催と参加勧奨 ●こどもの保護者に対する交通安全啓発・教育の推進 ●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●反射材用品、LEDライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 ●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●通学路等の点検と危険箇所での安全指導 ●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進
夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームへのこまめな切り替え ●妨害運転の禁止、ドライブレコーダーの利用 ●二日酔い運転の禁止 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●反射材用品、LEDライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 ●飲酒の機会における適切な交通手段の選択 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 ●飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない職場づくりの促進 ●ハンドルキーパー運動の推進
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメット着用の徹底 ●交通ルールやマナーの正しい理解と実践 ●交差点等における一時停止、安全確認の徹底 ●自転車安全利用五則の実践 ●自転車損害賠償責任保険等への加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●交通ルールやマナーの指導の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践
高齢者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ●「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進 ●高齢者の特性の理解 ●サポカーの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「運転卒業証」制度の周知 ●家庭での免許証の自主返納等の話し合い ●高齢ドライバー対象の講習会等への参加勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種会議・講習会等を通じた広報啓発活動の推進 ●高齢歩行者に対する「声かけ」の励行 ●交通安全学習館の利用促進

機関・団体

- 統一行動日を中心として、街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開
- 傘下の事業所等における薄暮時一斉早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践
- 広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底
- 県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、ポスター、チラシ等による広報・啓発活動の実施
- 道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置の活用による広報の実施
- 交通安全学習館での体験学習の奨励